

アブディー・ベグ版不動産目録写本の作成と管理

伝世3写本の扉・余白書込みの基礎的分析に基づく考察

渡部良子

The Production and Management of Copies of 'Abdī Beg's *Ṣarīḥ al-Milk*

A Preliminary Analysis of the Title Page and Marginal Notes
of its Three Extant Manuscripts

WATABE, Ryoko

This paper aims to reconstruct the production and management of the three existing copies of *Ṣarīḥ al-Milk*, the first comprehensive inventory of the real estate of Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī's shrine compiled by 'Abdī Beg during Shāh Ṭahmāsb's reign (1524–76), through an analysis of notes on their title pages and margins.

'*Abdī I* (National Museum of Iran, Ms. 3718), as Alexander Morton pointed out, was produced immediately after the compilation of *Ṣarīḥ al-Milk* and dedicated to Ṭahmāsb, and then donated by his grandson Shāh 'Abbās to the Shrine in 1608. '*Abdī I*, which bore Ṭahmāsb's seal at the top of its first page and 'Abbās's waqf record on its title page, was stored in the library of the new waqf department established by 'Abbās in the shrine and treated as "the Original" of *Ṣarīḥ al-Milk*.

'*Abdī II* (National Museum of Iran, Ms. 3719), which was used in the practical management of the Shrine's property, was prepared from a manuscript in which the errors of '*Abdī I* were repaired. A great deal of information relating to the Shrine's real estate, particularly the results of a comprehensive survey of the endowments during the reign of 'Abbās II (1642–66), were added to its margins, updating the information in *Ṣarīḥ al-Milk*. The notes on the title pages of '*Abdī III* (National Library of Iran, Ms. 2734) suggest that '*Abdī II* was sent to the Safavid court in 1090/1679 and, after being kept in the Royal Warehouse for about twenty-five years, was approved as an official copy of *Ṣarīḥ al-Milk* in 1109/1697–8, by having a copy of Ṭahmāsb's seal and 'Abbās's waqf record transcribed from '*Abdī I* in the shrine. '*Abdī III* was then produced from '*Abdī II* as a revised copy of *Ṣarīḥ al-Milk*.

The three extant copied of *Ṣarīḥ al-Milk* show that in the Safavid era, copies

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafī, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), manuscript, codicology, Safavid dynasty

キーワード: シャイフ・サフィー廟, 不動産目録, 写本, 写本研究, サファヴィー朝



of *Şariḥ al-Milk* were managed in a strict manner as the basic material for the management of the Shrine's property, in which 'Abdī I was regarded as "the Original" and the other manuscripts as "copies" of it, with the Ṭahmāsb's seal and 'Abbās's waqf record as signs of its legitimacy.

はじめに

1. 不動産目録3写本の成立：写本作成・管理方法再構成の試み
 - 1.1 謹呈用写本，「原本」としての 'Abdī I
 - 1.2 'Abdī II, 'Abdī III が示す不動産目録写本の作成・管理
2. 'Abdī II, 'Abdī III 余白書き込みが示す不動産目録改訂版の作成と写本の管理

2.1 余白書き込みの方法

2.2 書き込みの種類とその背景

2.2.1 占有 (taşarruf) 記録

2.2.2 管理状況

2.2.3 物件情報の追加，物件の追加

2.2.4 文書調査記録

おわりに

はじめに

本稿の目的は、16世紀後半に編纂されたサフィー廟の最初の総合的な不動産目録、アブディー・ベグ版不動産目録 *Şariḥ al-Milk* (以下、不動産目録と呼ぶ) の伝世3写本 (イラン国立博物館写本 3718 = 'Abdī I, 同 3719 = 'Abdī II, イラン国立図書館写本 2734 = 'Abdī III) の作成経緯を、扉 [fol. 1a] およびコロフォン、そして 'Abdī II, 'Abdī III に加筆された余白書き込みから可能な限り再構成することである。

本論集「解題」でも指摘された通り、サファヴィー教団時代からサファヴィー朝初期にかけてのサフィー廟の歴史研究において、アブディー・ベグ版不動産目録は古くから用いられてきた主要史料である。しかし、不動産目

録を用いた代表的研究は、専ら不動産目録本文の情報が示すサフィー廟の不動産獲得、そしてそのプロセスが示す教団と廟の発展、政治権力や地域社会との関係に関心を向けており、伝世3写本が持つ相違、就中その著しい特徴である扉と余白の書き込みは、これまでほとんど検討されてこなかった¹⁾。これは、不動産目録の編纂後、サフィー廟の財産管理の中で、不動産目録の写本がどのように作成され、利用・管理されていたのかという問題が、本格的に問われてこなかったことを示していよう。しかし、サフィー廟のワクフ財管理制度に深く関わる当該史料の性質とその伝える情報を正しくとらえ利用するためには、伝世写本の作成・管理方法と余白書き込みの役割がいかなるものであったのかを検討することが、まず行うべき基礎的作業のはずである。

1) アブディー版不動産目録写本を最初に用いた研究は Morton 1974, Aubin 1976-77 であるが、不動産目録に基づきタフマースプ期のサフィー廟の建築を再構成した Morton 1974 は、3写本の関係に関する仮説を最初に示し 'Abdī II, 'Abdī III の余白書き込みにも言及しているものの、その詳細を検討することはしていない。サファヴィー教団と政治権力・社会の関係に関する研究に最初に不動産目録を用いた Aubin 1976-77 は 'Abdī I 写本を、サファヴィー教団時代のサフィー廟の財の発展と政治権力・アルダビール地域社会の関係をさらに徹底的に解明した Gronke 1993 は 'Abdī I, 'Abdī III, サファヴィー朝期支配層女性の廟への寄進活動に関する Zarinebaf-Shahr 1998 は 'Abdī I, 'Abdī II, サファヴィー朝期のサフィー廟の建築の発展に関する Rizvi 2000, 2011 は 'Abdī I, またサフィー廟とその運営制度に関する近年の包括的研究 Luṭfi 1395Kh は 'Abdī III を使用しているが、3写本すべてをその余白書き込みの異同も含めて本格的に研究対象としている研究はこれまでのところ現れていない。

不動産目録の伝世3写本の成立経緯に関する仮説としては、この史料を最初に本格的に紹介・利用したA. モートンが特に *‘Abdī I* の位置付けを中心とした見解を示している [Morton 1974: 33–35]。そこで本稿では、まず3写本の扉・コロフォンの記載情報を整理し、3写本の作成経緯を可能な限り再構成する。そして、この写本作成がなぜ行われたのか、*‘Abdī II*, *‘Abdī III* の余白書き込みの分類とその加筆方法の検討を通し考察する。ただ、以下本論で具体的に示していくように、不動産目録写本の利用の実態に光を当てるには、現在閲覧が容易ではないアルダビール文書をはじめ様々な史料との照合が必要であり、写本中の記載情報のみから明らかになることには限界がある。よって本稿の目的は、まずこれまで行われてこなかった3写本の扉・余白書き込みの情報を整理することで、現時点で再構成できる写本作成経緯の仮説を提示し、今後の研究の基盤作りをすることにあることを、予め断っておきたい。

1. 不動産目録3写本の成立： 写本作成・管理方法再構成の試み

不動産目録伝世3写本 *‘Abdī I*, *‘Abdī II*, *‘Abdī III* の重要な特徴は、いずれも開始部(第1フォリオ裏面 [1b], 序文 *basmala* の上)にシャー・タフマースブ1世の印章の写しが、そして扉(第1フォリオ表 [1a])右上部にシャー・アッパース1世のワクフ記録が書き込まれていることである。これは以下に見ていく通り、サフィー廟財産管理制度の中で、*‘Abdī I* から *‘Abdī II*, *‘Abdī III* へ書写されたと考えられる。3写本のタフマースブ印・扉・コロフォンの記載情報・その他の形態上の特徴をまとめたものが [資料 1-1] であり、この情報に基づき3写本の成立と相互関係を再構成した年表が [資料 1-2] である。これに基づき、まず3写本がどのように作成・管理されてきたと考えられるのか、可能

な限り再構成しよう(不動産目録の構成については、本論集「解題」参照)。

1.1 謹呈用写本、「原本」としての *‘Abdī I*

モートンは、*‘Abdī I* を原本 (original) か原本完成後すぐ作成され、タフマースブに献呈された写本ととらえている [Morton 1974: 33–34]。この仮説は、以下のような点からも支持することができるだろう ([資料 1-1] 参照)。

- 多色のインクを用い端麗な書体で丁寧に作成された写本であり、開始部 [1b] にタフマースブ印が捺されていた(後に破り取られ、手書きの模写に変わる、後述)。
- 後続2写本 *‘Abdī II*, *‘Abdī III* 扉に見える写本作成に関する注記や「原本 (aşl)」への言及・照合記録がない。
- コロフォンは2箇所、終章 [A-1] と終章附記 [A-2] 末尾に付され、[A-2] には編者アブディーの名が自称として記載されているが、後続2写本の同箇所では、「不動産目録編者の手跡写し (şurat-i khaṭṭ-i jāmi‘-i şariḥ al-milk)」[B-2] [C-2] となっている。これは *‘Abdī I* が、編者アブディーが自ら関わって(書写を行ったかは不明であるものの)作成した写本であると推測する根拠となるのではないだろうか。

ただしこの写本には重大な欠陥もあり、それは第1部アルダビール郡部の第4物件イブラーヒームアーバード *Ibrāhimābād* 村の項目が丸ごと欠落していることである。イブラーヒームアーバード村は、サフィー廟の財を増大させた第2代教団長サドル・アッディーンの子シハーブ・アッディーン・マフムードのワクフ文書の写しを収録し、そのワクフ物件に含まれた諸村の来歴の典拠としてたびたび言及される項目だが [*‘Abdī I*: 44a–44b, 71b–72a, 121b–122a], もとの項目が存在しないため写本の内容に矛盾をきたす要因になっている。このほか、第1部アゼルバイジャン地方ギャルムルードの物件の *Shāhmīr*,

Ṭārūn, Sharafābād の配列, 第 2 部ガンジャの位置がアルファベット順になっていないことが該当箇所の余白に赤字で注記されているという, 細部の誤りの修正もある²⁾。これらは恐らくアブディーが完成した不動産目録の手稿本から *'Abdī I* が作成される際, 写し落としが生じた, また配列の誤りが発見されたと推測できる。しかしこれもまた *'Abdī I* が不動産目録完成後間もなく, 謹呈用に作成された写本だという仮説の傍証にできるだろう。

開始部のタフマースブ印は, 謹呈後捺印されたものと考えられる。その後シャー・アッパースによるワクフまでの *'Abdī I* の保管場所について伝える情報はないが, 恐らくはアッパースの蔵書となるまで, 宮廷の図書館に保管されていたと推測できる。アッパースは 1017/1608 年にレザー廟をはじめ「無謬の 14 人 (chahārdah Ma'ṣūm, シーア派の崇敬の対象である預言者ムハンマドとその娘ファティマおよび歴代 12 イマーム)」のための大規模なワクフを行い, その中でサフィー廟に対しても「新部門 (sarkār-i jadīdī)」により管理される新たな不動産 (本論集近藤論文参照) と, 多数の写本を含む動産が寄進される³⁾。*'Abdī I* はこれらの写本とともにサフィー廟にワクフされた。扉に書き込まれた, 廟からの帯出を禁じる呪詛文言 (イマーム・フサインの血の復讐を受ける) を伴うワクフの記録 [A-4] は, アッパース

の他のワクフ写本と同じものであることを, モートンは指摘している [Morton 1974: 35 n. 32]⁴⁾。*'Abdī II*, *'Abdī III* の扉やコロフォンの注記において *'Abdī I* の保管場所として言及される「新部門の図書館 (kitābkhāna-'i sarkār-i jadīdī)」[B-8, C-8] とは, アッパースの寄進により成立した廟の蔵書群を指していると考えられよう。

以後, *'Abdī I* はサフィー廟の中で, 加筆が行われることなく保管され, 以後見ていくように, 後続 2 写本の中で aṣl または nuskhā-'i aṣl, すなわち「原本」と呼ばれる写本として位置付けられていくことになる⁵⁾。*'Abdī I* には, 総フォリオ数を示す注記が 3 箇所ある。まず扉 [A-5] に写本全体の葉数 (「書かれたページの数 'adad-i awrāq wa kutub」) が 175 葉と記され, 不動産目録本体の末尾にあたる終章附記コロフォン [A-2] に「神聖なる敷居の旧部門の不動産目録の総ページ数 (majmū-'i awrāq-i ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i qadīmī-i āstāna-'i muqaddasa)」[172a] として 172 葉, そしてアブディーが序文で不動産目録に合冊すると予告した「別の作品」の 1 つであるシャー・イスマーイールの「慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)」の目録 (*'Abdī I* では乱丁で第 2 部に紛れ込んでいる) 末尾にあたる第 3 フォリオ下部に「サーヒブ・キラーン (=シャー・イスマーイール) の部門の不動産目録の葉数 ('adad-i awrāq-i ṣarīḥ al-

- 2) 前者では Shāhmīr の項目末尾 (ページ最終部) に続けて「Shāhmīr 枝村の後に Sharafābād, それから Ṭārūn 村が書かれるべきであった。これゆえ Ṭārūn - Sharafābād の後に「前」「後」の記号が書かれている」と記され [121a], 続く Ṭārūn, Sharafābād 項目表題脇に「後 (mu'akhkhar)」 「前 (muqaddam)」と書き込まれている [121b-122a]。後者では第 2 部ガンジャの項目表題脇に「部の配列に基づき Marāgha と Mughānāt の前に書かれるべきであった」とある [154a]。いずれも本文と同筆跡と考えられる赤字の丁寧な書き込みである。前者は後続写本で修正されているが, 後者はそのままである (次節後述)。
- 3) 1608 年のアッパースの寄進に関しては Morton [1974: 35], McChesney [1981: 170-175] および本論集守川論文第 2 章参照。
- 4) イラン国立博物館所蔵の Hāfīz Abrū の歴史書 *Majma' al-Tawārīkh* 写本 (Ms. 3723) には, 印形を伴う本物のアッパースのワクフ記録があるとのことである。イラン・ロシア戦争の最中の 1828 年にアルダビールはロシア軍に占領されサフィー廟の写本の多数が略奪された。サンクトペテルブルク図書館には 1852 点に上る旧サフィー廟所蔵の写本が所蔵されている [Bockholt 2019: 58 n.14]。
- 5) 写本の余白には異なる粗い筆跡による加筆が数箇所あるが, これらは *'Abdī II*, *III* には継承されておらず, サファヴィー朝期の廟不動産管理とは関わりのない経緯で書き込まれたものと考えられる。

milk) は支出の項 (ḥarf-i kharj) が記載された最終葉と合わせて、4葉」の数字が示されている。この3つのフォリオ数は、実際の写本全体のフォリオ数、「慈善の食事」を除く不動産目録本体のフォリオ数、「慈善の食事」のフォリオ数とほぼ対応・一致しており、また不動産目録部分が「旧部門の不動産目録」と呼ばれていることは、アップバスによるサフィー廟ワクフの「新部門」の設立に伴い、タフマースブ期までの廟不動産が「旧部門」の管轄とされたことに対応している（近藤論文参照）。つまりこのフォリオ数注記はアップバス時代以後書き込まれ、以後写本には増補等の改変は生じなかったものと考えられる。同様の総フォリオ数確認記録は、後述2写本でも行われている⁶⁾。

しかしその後、数奇な運命と言うべきことだが、『Abdī I』は盗み出され第1フォリオの開始部のタフマースブ印がある箇所を破り取られるという事故に遭うのである。破られた第1フォリオは紙が継がれ、タフマースブ印があった箇所には「天国に住うお方、シャー・タフマースブ -- 彼に神の慈悲があらんことを -- の吉兆の印章の場所」と書かれて、傍に「この吉兆の印章の場所は、盗人達が持ち去った」との注記がある [A-6] [Morton 1974: 35 nn. 29, 30]。同じく上部が破り取られた扉のアップバスのワクフ記録も原型を再現するように補修されているが、もとの紙の残部にはインクを水で拭い取ったような黒ずみがあり、ワクフ記録は一旦消された上に、書き直されたと考えられる。写本には第1フォリオの前に2葉の白紙が挿入されているが、その第1葉の上部にもインクを水で消し去った跡があり、その脇に「記録された文言 (zābiṭa-'i kalamāt) の一部を盗人たちが黒く [消] した」との注記がある [A-3]。

この破損と補修が行われた時期は不明であ

り、モートンは17世紀または18世紀だろうとしている [ibid.: 35 n. 33]。『Abdī II』のタフマースブ印写しには『Abdī I』の印形が補修であることは言及されておらず、盗難は少なくとも次節に説明する『Abdī II』への印形書写の後に起きたのではないだろうか（『Abdī III』の印形は、今回利用した写本画像では確認できなかった）。写本の正当性とワクフの印を抹消しようとしたかのような破損は偶然か、意図的に行われたのかは不明であるが、しかしこの事件とその後の補修のありようからも、（廟財産管理に利用されていた形跡のない）『Abdī I』が、嚴重に保管される「原本」の位置にある写本であったことが窺われよう。

1.2 『Abdī II』、『Abdī III』が示す不動産目録写本の作成・管理

『Abdī I』の後、17世紀～18世紀初のサフィー廟財産管理体制の中で作成されたのが、残る2点の伝世写本『Abdī II』、『Abdī III』である。

『Abdī II』は書写年の記載は無いが、余白にアップバス2世期の1072/1661-2年、1074/1663-4年の廟保管文書調査の記録の書き込み（後述）を多数持つことから、それ以前に作成されたと考えられる。書写底本を示唆する情報は見当たらないが、『Abdī II』には『Abdī I』とは次のような違いがある。

- ①『Abdī I』に欠落していたイブラーヒームアーバード村の項目が補訂され、第1部ギャルムルードの項目配列が修正され注記が省かれている。しかし第2部ガンジャの配列誤りは修正されておらず、『Abdī I』の注記もない。
- ②テキスト全体に特徴的な異同がある（女性の尊称 Khātūn が Khvātūn となっている）。『Abdī I』がアップバス期までサファヴィー朝君主の蔵書となっていたことを考えると、その間、廟に不動産目録写本が保管・利用さ

6) 『Abdī II』には3回のフォリオ数確認記録 [B-4] [B-5] [B-6]、『Abdī III』には2回 [C-3] [C-6] の記録がある。[B-4] にのみ日付 (1199/1784-5) があるが、これは誤記でなければサファヴィー朝滅亡後である。

れていなかったとは考えにくい。これらを勘案すれば、『Abdi II』の書写底本は、現存が確認されていない、『Abdi I』の欠落を修正した廟保管写本だった可能性が考えられる。また『Abdi II』は、『Abdi I』で空欄となっている「慈善の食事」第2部「証書・文書が今後調査される項」に2件の物件情報が増補され、その後1葉の白紙を挟みアッバース1世時代に発見された『ティムールのワクフ文書』（本論集杉山雅樹論文参照）の写しを併録している。筆者が見る限り筆跡は不動産目録本編と同一であり、時代を経たのち写本に追加されたものとは考えにくい。よって『Abdi II』は、アッバース1世期以後の作成であろう。そして次章に見るように、多数の複数筆跡による余白書き込みがあり、廟不動産管理の中で実際に利用された写本であったことは明白である。

『Abdi III』は、写本末尾最終ページに1115年ジュマード・アッサーニー月/1703年10-11月に完成したという写字生によるコロフォン・捺印[C-4]と1115年同月17日/1703年10月28日に管財人へ引き渡されたとの扉の注記[C-7]がある。テキストは『Abdi II』の系統であり、『Abdi II』の「慈善の食事」の加筆および『ティムールのワクフ文書』を引き継ぎ、また余白書き込みも取り入れられている（後述）。加えて、『ティムールのワクフ文書』の後、余白に総フォリオ数を記載したのち、「この写字者 (muntasikh) は、いと高き奥津城の陛下シャー・タフマースブー神がその証明を輝かせんことを一の時代に書かれた原本 (nuskha-‘i aṣl) から、神が望み給うならばこの後、前に確認されるものがこの写本に入れられることになる」[390]として、続く写字生コロフォンのある最終ページ[391]に、「その写

し (savād-i ān) が不動産目録の書の間にある (ba-jins dar miyān-i kitāb-i ṣarīḥ al-milk ast) 897/1491-2年付のワクフ文書 (vaqfnāmcha) を書写している⁷⁾。

以上の情報を踏まえると、[C-4] コロフォン記載の『Abdi III』の書写年は矛盾なく受け入れられるものと考えられるが、ただしこの写本には、扉上部中央および当該コロフォンのある最終ページ上部右隅にアッバース1世の印が捺されているという説明しがたい特徴がある。本物であればアッバース1世時代の写本ということになるが、それは上記の写本の特徴とは大きな矛盾を生じる。本稿では、『Abdi III』のテキストが余白書き込みを含め明らかに『Abdi II』系統写本であること、写本完成に関する写字生コロフォン[C-4]と扉の注記[C-7]の情報に整合性があることから、記載年号を成立年と見なしておくが、このアッバース印の印形については、別に解明する必要がある（この問題については、本論集阿部論文でも論じられている）。

『Abdi II, III』の扉には様々な注記があり、それは「原本」としての『Abdi I』をはじめとする不動産目録写本がサフィー廟財産管理の中でどのように作成・保管され、またその中でタフマースブ印・ワクフ記録が書写されたのかを示唆する記述を含む。その意味・背景を明らかにする手がかりがない注記もあり、断片的情報から完全な再構成はもとより困難であるが、以下に可能な限りその情報を整理しよう。

・写本作成の記録

前述のように『Abdi II』にはその作成時期・経緯に関する情報は見当たらないが、『Abdi III』の写字生コロフォン[C-4]および扉の

7) この記述は、写しの紙が写本の間で挟まっていたことを意味すると筆者は解釈した。ワクフ文書写しは表題の下に、当該の写し文書はサドルのディーワーンの帳簿 (daftar-i divān-i ṣidārat) に記録された後、サフィー廟の倉庫管理者 (taḥvildār-i khizāna-‘i jinsi) の Muḥammad Ja‘far に引き渡されたとの説明がある。書写された内容はワクフ物件5村の一覧のみであり、ページ右欄外下には印章写しのようなものが見えるが、インクがかすれ写本画像では判読できない。写本現物での確認を含め、この加筆の来歴の調査は今後の課題である。

注記 [C-7] [C-9] [C-10] には、その作成プロセスに関わる具体的情報が含まれている。すでに述べた通り、『*Abdī III*』の書写年号は、写生字コロフォン [C-4] と扉右上のアップバースのワクフ記録の左脇に書き込まれた注記 [C-7] が示しているが、[C-4] は写本が「作成を命令されたことにより (ba ṭarīq-i istiktāb)」, 「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira)」に登録された写本 (nuskha) に基づき 1115 年ジュマーダー・アッサーニー月に完成したと述べ、[C-7] は写本が同月中に「御前の近侍である図書館長 (muqarrab al-ḥazrat kitābdār-bāshī)」に託され管財人に引き渡されたと伝える。muqarrab al-ḥazrat の称号を持つ図書館長 (kitābdār-bāshī) は、宮廷家政部局 (buyūtāt) の一官職であり [Dastūr: 108], この記述に基づけば『*Abdī III*』は、サファヴィー朝中央の宮廷図書館で作成されたと考えられる⁸⁾。

一方、扉下半分、ワクフ記録の下に書き込まれた [C-9] [C-10] は、筆跡が非常に似通った、同一人物により恐らくかなり後代に書き込まれた注記と考えられる。これらは上記の『*Abdī III*』作成時期からかなり時代を遡る一不動産目録写本 (この写本を A とする) についての注記である。[C-9] は、「不動産目録として有名な、シャイフ・サフィー―彼に神の慈悲があらんことを一のワクフ文書の写しから [作成された] 本 (kitāb ‘an savād-i vaqfnāmcha-i Shaykh Ṣafi - ‘alayhi al-raḥma – mashhūr bi- Ṣarīḥ al-Milk)」が、アルダビールの管財人 (mutavalli-i Ardabil) から宮廷 (dargāh-i mu‘allā) に送付されたというもので、その写本の紙・判型・装丁が説明されたのち、「1090 年ジュマーダー・アルアッワル月 (1679 年 6~7 月) 収入部門の栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira-i

abvāb-i jam‘) に入れられた」としている。「この度」のアルダビール (すなわちサフィー廟) 管財人からの宮廷への A 写本の送付と、シャー・スライマーン期 (在位 1666-94) にあたる 1090/1679 年の「収入部門の保管庫」への納付は続いて行われたことなのか (「保管庫 khizāna」に付された ‘āmira の形容詞は君主・宮廷の形容によく用いられる), それとも 1097/1679 年付の保管庫への納付とは写本送付時に判明した写本の来歴情報をその形態情報とともに記録したものなのか、この注記の表現からは判然としない。しかし、この注記で王朝名祖シャイフ・サフィーに対し全く尊称が用いられていないことは、1090/1679 年サファヴィー朝時代に用いられる表現としてはあまりに不自然であろう。[C-9] の廟管財人からの A の送付は、後代、可能性としてはサファヴィー朝滅亡後に行われたものであり、サファヴィー朝期 1090/1679 年の「栄えたる保管庫」への納付の記録は、切り離すべきと考えられる所以である (なお、この注記における写本形態の情報をいかに解釈すべきかについては、本論集阿部論文でより詳しく論じられているので、参照されたい)。

[C-9] の傍らに同筆跡で書かれたと見られる [C-10] は、1097/1686, 1107/1695-6 年の 2 回の日付に「栄えたる保管庫の調査を受けた (dākhil-i ‘arż-i khizāna-i ‘āmira shud)」という、蔵書インスペクション (‘arż)⁹⁾ の記録である。主語は無いが、2 つの注記の関連性から、不動産目録写本 A を指していると考えるのが妥当であろう。後述する『*Abdī II*』扉の原本照合記録 [B-7, 8] やフォリオ数確認記録 [B-4, 5, 6] には捺印があることを考えると、『*Abdī III*』作成年以前の日付の [C-10] が『*Abdī III*』のインスペクション記録

8) 『*Abdī III*』のみにある最末尾のワクフ文書写しのもととなった文書が、「サドルのディーワーンの帳簿」に記録されたということも、『*Abdī III*』の書写が中央で行われたと考える手がかりとなる。

9) 近世イスラーム社会における図書館の蔵書インスペクション (‘arż) については、例えばムガル朝宮廷図書館の事例に関する Seyller [1997] を参照。

であるとは考えがたい。一方、1090/1679年に「栄えたる保管庫」に納付された写本が、その後1097/1686, 1107/1695-6年と、10年単位で行われていたと見られる同一保管庫のインスペクションを受けていたというのは、十分ありえることだろう。

'Abdī III 作成から25年前の廟から中央へ運ばれた不動産目録写本に関するこのような注記が、なぜ'Abdī IIIの扉に(恐らく後代、何らかの資料に基づいて)記されたのか。あくまで推測に留まるが、想定できる一つの仮定は、書写底本についての情報追跡ではないだろうか。写本Aが「栄えたる保管庫(khizāna-'i 'āmira)」に納付・保管されてきたとする[C-9, 10]の情報は、[C-4]が伝える'Abdī IIIの底本「栄えたる保管庫に登録されていた写本」と対応する。そしてこの仮説が妥当だとすれば、廟から中央に送付され宮廷図書館に保管されていたこの写本とは'Abdī IIか、'Abdī IIから書写された同系統の写本であったということになる。この問題に関して検討を要するのが、'Abdī II扉の原本(aşl)との照合記録の注記[B-7][B-8]と、'Abdī III扉のタフマースブ印とアッパーズのワクフ記録の書写に言及する注記[C-8]である。

・原本との照合とタフマースブ印・ワクフ記録の書写

本章冒頭に述べた通り、不動産目録伝世3写本の顕著な特徴が、いずれもタフマースブ印の写しとワクフ記録を共有していることである。前節で説明した通り'Abdī Iの印形は(盗難・破損のため現在は写しになっているが)オリジナルのものであったと見て間違いなく、'Abdī II, 'Abdī IIIは'Abdī Iから書写されるという形式を踏んでいると見なせる。'Abdī IIのタフマースブ印写し[B-9]は「司書(kitābdār)が自らの字で書いた」と注記があり、'Abdī Iを管理する司書の責任で写されるという、正式な手続きを経て書かれた

ものだったことが分かる。

そしてこの印形書写の手続きに関連する情報を伝えるのが、'Abdī III扉の[C-8]である。[C-8]は[C-9][C-10]と同様ワクフ記録の下余白に書き込まれており、また筆跡も[C-9][C-10]と非常に似ている。

かのお方(huwa): 廟から持ち出してはならないとの呪詛文言(la'nat-nāma)が付された原本(nuskha-'i aşl)は新部門の図書館(kitābkhāna-'i sarkār-i jadīdī)に保管されているので、ここに述べた写本と照合され(bā nuskha-'i mazkūr muqābila shud), 原本の冒頭('unvān)にあった[尊称略]シャー・タフマースブー神がその証明を輝かせんことを一とシャー・アッパーズの印が「司書…[によって?: 一部判読不可]委ねられた(siparda)。「下線部は右上に抬頭され、文中では小さな空欄が設けられている」

ここで言及される、呪詛文言(アッパーズのワクフ記録)を附され「新部門の図書館」に保管された「原本」とは'Abdī Iで間違いない。「ここに述べた写本(nuskha-'i mazkūr)」が'Abdī Iと照合された上でタフマースブ印およびアッパーズ印(恐らくはアッパーズ印を伴うワクフ記録を指す)を書写されたことを説明していると考えられるが、'Abdī IIIが「ここに述べた写本」と呼ばれるのは不自然であり、[C-9][C-10]の不動産目録写本Aと見なすのが妥当であろう。[C-8]に日付はないが、この「原本」照合記録との関連性を推測させる注記が、'Abdī II扉の以下の原本照合記録[B-7][B-8]である。

[B-7]「不動産目録原本と一致した写しであり、栄えたる保管庫に保管されている(savād-i muṭābiq-i aşl-i Şariḥ al-Milk ast ki dar khizāna-'i 'āmira zabṭ ast) [印章]」

[B-8]「写し (savād) は新部門で栄えたる図書館に保管されている不動産目録原本 (aşl-i Şariḥ al-Milk ki dar sarkār-i jadidi dar kitābhāna-i ‘āmira žabt ast) と一致する。丑年 1109 年ラビー・アルアッワル 月下旬/1697 年 10 月に照合された。[印章]」

この 2 注記は筆跡も異なりそれぞれ異なる印章の印形も伴うことから、実際の原本照合記録と見なせる。[B-7]の「栄えたる保管庫」に保管されているのは「写し (savād)」なのか「不動産目録原本 (aşl-i Şariḥ al-Milk)」なのか判然としないが、[B-8] [C-8]で「原本」の保管場所は新部門の図書館（前節参照）とされていることから、「栄えたる保管庫」にあるのは「写し」であろう。この「写し」は *‘Abdī II* か、また *‘Abdī II* の「写し」（すなわち *‘Abdī II* 系統の別写本）なのかこの記述のみからは定かではないが、*‘Abdī II* の「写し」であればそのように記す（「この写本の写し savād-i in nuskha」など）と考えられ、ここでは「原本」に対し *‘Abdī II* が「写し」と呼ばれていると見なすことは可能だろう。これが正しいとすれば、*‘Abdī II* は「栄えたる保管庫」に保管され、1107/1695–6 年、サファイー廟に保管されていた「原本」*‘Abdī I* と照合されたことになる。これは [C-8, 9, 10] が伝える、恐らく *‘Abdī III* の書写底本との関連が考えられる不動産目録写本 A の来歴とかなり一致する。また [C-8] で *‘Abdī I* と照合され、タフマースブ印が司書の手で書き込まれた「ここに述べた写本」を *‘Abdī II* と同定できるなら、*‘Abdī II* のタフマースブ印およびワクフ記録は、その作成時よりかなり

後、中央の「栄えたる保管庫」に納付されて以後に書き込まれたことになる¹⁰⁾。

以上の *‘Abdī II*, *‘Abdī III* のコロフォン、扉注記の情報の検討が妥当であるとすれば、*‘Abdī III* 扉に記録された不動産目録写本 A は *‘Abdī II* であり、*‘Abdī II* のタフマースブ印写し（恐らくアッパーズのワクフ記録も）は、*‘Abdī II* が廟から中央へ送られ保管された後、わざわざサファイー廟の *‘Abdī I* との照合を行った上で加筆されたことになる。[B-8] 1109/1697 年原本照合記録がこれに関するものだとすれば、1107/1695–6 年のインスペクションの 2 年後、*‘Abdī III* 作成 (1115) の約 6 年前である。そして *‘Abdī III* は、「栄えたる保管庫」に保管された *‘Abdī II* を用いて作成されたと推定される。

以上、主に不動産目録 3 写本の扉・コロフォンの情報に基づき、16 世紀から 18 世紀初めにかけて 3 写本が作成・保管された経緯の再構成を試みたが、いくつか重要な疑問も残る。まず、1090/1679 年以降 *‘Abdī II* がサファヴィー朝中央で管理されていたのであれば、その約 25 年後の 1115/1703 年に *‘Abdī III* が中央で作成され廟管財人に引き渡されるまで、サファイー廟には「原本」として永代保管されていた *‘Abdī I* 以外、廟不動産運営実務で用いる不動産目録写本は無かったのかという問いが、当然生じる。伝世が確認できない他の写本の存在を想定する必要が出てくる。また、*‘Abdī II* の中央（「栄えたる保管庫」）への納付（スライマーン期にあたる）、原本照合とタフマースブ印・ワクフ記録の書き込み（スルターン・フサイン期にあたる）が行われた理由は何なのかも明らかではない。

10) *‘Abdī I* 扉右上に書かれたアッパーズのワクフ記録はもとより扉のスペースを大きく占めるものではなく、同位置に書かれた *‘Abdī II* のワクフ記録写しも同様で、少なくとも写本画像で見ると、扉中央から下部に書き込まれた 2 点の原本照合記録 [B-7] [B-8] より後にその上部に、*‘Abdī I* のワクフ記録の位置を模して書写されたとしても不自然ではない。ただし注記の書込みの順序は画像からは判断できず、またペルシア語写本における写本扉の様々な注記（原本照合、フォリオ数確認、購入・所有記録など）が慣習的にどのように書き込まれていくのか（扉のスペースを上部から使うのか、下部からか）という問題に答えることも、現在のところ筆者の能力を超える。この点については、専門家の批判を請いたい。

しかし問いは残るとはいえ、ここから浮かび上がるのは、伝世3写本が密接な相互関係を持ち、*'Abdī II*、*'Abdī III*の管理・写本作成が廟と中央の連携のもとかなり厳格に行われていたこと、そして「原本」に位置付けられた*'Abdī I*が照合元として重要な役割を与えられていたことである。このような写本作成の経緯は、サフィー廟不動産管理のどのような状況が反映していたのか。次に、*'Abdī II*、*'Abdī III*の余白書き込みに関する情報の整理を通し、この問題を検討したい。

2. *'Abdī II*、*'Abdī III* 余白書き込みが示す 不動産目録改訂版の作成と写本の管理

'Abdī II、*'Abdī III*写本が「原本」*'Abdī I*と異なる重要な特徴は、その余白の書き込みと、それが不動産目録のテキストにもたらしていた変化である。この余白書き込みは注目されていないわけではない¹¹⁾、そこにいかなる情報が加筆され、廟の財産管理とどのような関係があったと考えられるのか、本格的に扱った研究は現在のところない。ここでは、*'Abdī II*、*'Abdī III*それぞれの余白加筆の方法と、加筆された情報の種類・傾向についての基本的な情報を、サフィー廟の中核的な不動産群であるアルダビール郡部物件を事例に整理し [資料2]、それが前章に見た*'Abdī II*、*'Abdī III*写本の作成とどのように関わっていたと考えられるのかを検討する。

2.1 余白書き込みの方法

まず余白書き込みが行われたのは、*'Abdī II*である。加筆されているのはページの左

右上下の欄外および目録各部末尾の余白であり、本文と異なる複数の筆跡が用いられている。この筆跡の判別・分類は加筆プロセスに関わる重要な情報であるが、筆者にこれを行う力はない。

加筆方法は多様だが一定の形式もあり、様々な内容の注記（後述の文書調査記録など）は神の名「かの方 (huwa)」で始まる一種の文書形式を取り、文書や文書中の物件情報の引用を行う場合は、文書名（証書 qabāla, ワクフ文書 waqfiya など）、物件名（村 qarya, 枝村 mazra'a など）、または単純に「項 (bābat)」という表題を文字を引き伸ばした形式で記す。末尾に書き足しを防ぐ「余白 (bayāz)」の記号を付された書き込みも多い。

一方、*'Abdī III*の書き込みは、基本的に*'Abdī II*の書き込みを一部省略・整理して書写したものと見なせる。筆跡は本文と同一で、別筆跡による新たな加筆は見当たらない。しかし占有状況など情報が更新された箇所や、*'Abdī II*で追加された物件情報が削除されている箇所など、情報のアップデートが行われている。前章の写本作成経緯に関する仮説を採用するなら、これらの情報更新は中央で行われたことになる。

[資料2]で書き込みのデータ抽出を行ったのはアルダビール郡部53物件のみであるが、全体の加筆状況も把握しておこう。不動産目録第1部は、全体に欄外に加筆が見られる。しかし不動産目録編纂時に証拠文書が発見されず、後の確認・追補のため空欄が設けられている第2部の物件は、物件ごとの占有 (taṣarruf) 情報が記載されている以外、3箇所加筆があるのみである¹²⁾。編者アブディー

11) 近年、サフィー廟とその運営制度についての包括的な研究を行ったロトフィーは、サフィー廟ワクフ財・不動産に関する第3章で不動産目録を史料とし、写本の欄外書き込みがサフィー廟の不動産経営に関わるものであることを指摘しているが [Luṭfi 1395Kh: 160]、具体的な欄外の読解・分析は行っていない。

12) アルダビール都市部のカナート (*'Abdī II*では余白、*'Abdī III*では新項目立項)、アルダビール郡部 Akhtākhāna にイスマーイール勅令 (928年ラジャブ月10日/1522年6月5日付)の写し [*'Abdī II*: 322; *'Abdī III*: 322] (本論集小野論文参照)、ギャルムルードの Qarācha Qiyāy (*'Abdī II*ではワクフ文書 waqfnāma 引用、*'Abdī III*新項目立項)。

が想定していた追捕はさほど行われなかったのである。しかし、終章のサファヴィー家に帰属する不動産、終章補遺のワクフ文書から写された物件一覧、最後の「慈善の食事」にも加筆があり、収録物件はかなり網羅的に調査されていることが分かる。

2.2 書き込みの種類とその背景

余白書き込みの内容は多岐にわたるが、およそ以下の4種類に分類することができる。

2.2.1 占有 (taṣarruf) 記録

taṣarrufとは、廟が物件の用益権を掌握しその収益を得ていることを意味する。この情報は「占有されている/いない (dar taṣarruf ast/nīst)」〔資料2〕t-a/t-n)、または占有が回復されたことを示す「占有に入った (ba/dar taṣarruf dar āmad)」の定形表現で、ほぼすべての物件に加筆されている。余白書き込みの最も基本的な追加情報と言ってよい。'Abdī IIでは持続的な占有を強調する「古くから現在まで恩寵の徴ある廟の占有にあり現在もそうである」という表現 (t-a+) も用いられるが、'Abdī IIIではすべて簡略化されている。'Abdī IIIでは占有状況が変化している物件もあり、また 'Abdī IIで占有外とされた物件にしばしば「調査されるべき (taḥqīq namāyand)」〔登録されるべき (zabt namāyand)〕と調査・登録を指示する加筆がなされている。

占有が回復された物件として特に目につく

のが、サファヴィー家の傍系親族集団であるシャイハーヴァンド Shaykhāvand のソユルガル (手当) とされていた物件である。近藤論文が示すように、シャイハーヴァンドはサファヴィー朝君主の信頼のもと多くの廟管財人を輩出してきたが、アルダビール郡部物件の税收をソユルガルとして支給され、その物件を実質的に占有していた¹³⁾。アルダビール郡部物件では10/53件がシャイハーヴァンドの占有下にあったことが書き込みで確認できるが、それらの不当に (ba-khilāf-i ḥisāb) 占有されていた物件がヒジュラ暦1070年代初頭に廟の占有に戻されたのである¹⁴⁾。このヒジュラ暦1070年代初頭における廟不動産管理の変化については、以下2.2.4で確認する。

2.2.2 管理状況

占有された物件には、しばしば土地・収益の管理に関わる加筆がある。廟に帰属する不動産は、賃貸により運営されることが多かったようである¹⁵⁾。特に占有の回復が記録された物件には、しばしば当該物件が賃貸に出されたとの情報が、「賃貸にされた (ba-ijāra dāda shuda)」という定型表現により加筆されている。借地人名・契約開始期 (「卯年初めから」など)・賃貸料 (「毎年穀物〜ハルヴァールで har sāl ba-miqdār-i ~ kharvār ghalla」など)・契約文書 (「[tamassuk など文書名] に従い az qarār-i ~」) が詳細に記載される場合もあり、賃貸契約文書が参照されていると考えられる¹⁶⁾。収入の徴収方法に

13) シャイハーヴァンドについては羽田 [1988: 40-43]、シャイハーヴァンドによるアルダビール郡部のサフィー廟不動産の専有についてはRizvi [2000: 143-145]。

14) 例えばアルダビール郡部 Būsjīn 村の余白には「上記の村は付属地とともに丑年 1074 [1072 の誤記] 年至高なる命令により占有に入った。以前はシャイハーヴァンドの長達が不当に (ba khilāf-i ḥisāb) 占有していた。上記の村の諸税 (māl va jihāt) は彼らのソユルガルに定められており、上記の [村] は賃貸に出された [後略]」[104] とある。

15) ワクフ地の賃貸については [ラムトン/岡崎訳: 240]。レザー廟の財務台帳、アワールジャ帳簿の書式の構造を明らかにしたホセインザーデ研究で事例に示される台帳でも、レザー廟のワクフ地が賃貸により経営されている例が見える [Husaynzāda 1387Kh: 28]。

16) 一例としてアルダビール郡部 Kārīm 村の賃貸契約に関する書き込みは、「Kārīm 村と Jūrīm 枝村と Qūrilkashlū は、丑年 1074 [1072 の誤記] 年至高なる命令により占有となり、賃貸に出された。(以下、別筆跡による加筆) Kadkhudā Shāh Ḥusayn と上記の村の農民の 1071 年ズー・アルヒッジャ月付の証書 (tamassuk) に基づき、Kārīm 村と Jūrīm を 530 chārka の穀物で賃貸し、その額は割付書保持者達に納付されている。[後略]」[136] となっている。別筆跡となっている後半部 ↗

関わる書き込みもあり、それは割付書保持者 (arbāb-i ḥavālat), すなわち廟のための様々な支出を管理する役職へ割付書 (ḥavāla) を発行し、収益徴収を委託する方法によっている。ここでは「毎年その収入は割付証保持者 (arbāb-i ḥavālat) に割り当てられている」(アルダビール郡部 Alārūq 村) [72], 「寅年に Shāhvirdī Āqā Qūshchī が提出した保証書 (iltizām-nāmcha) に基づき、規定により穀物 25 chārika のその取り分の額を全て割付書保持者らに与えた」(Khvājim 村) [118] などの表現が用いられる。廟の不動産経営の実態を示す興味深い史料といえるが、このような書き込みはすべての物件に付されているわけではなく、多くの場合占有が回復され運営状況が変化した物件に、関連文書に基づき付加的に記載されている傾向が見られる。

2.2.3 物件情報の追加, 物件の追加

物件情報の追加とは、四囲, 村名同定, 村落の併合などによる帰属の変化などの情報の修正・追加である。物件の追加は、「原本」に収録されていない物件の追加である。これ

は2通りあり、一つは不動産目録編纂時に見落とされていた物件の情報が文書発見・確認により追補されたケースで、情報が不動産目録完成の 977/1570 年以前の年号を持つ場合がそれにあたる。もう一つは、不動産目録編纂後得られた物件 (新規の物件, または既存の物件の未所有の部分の獲得) である。'Abdī II に加筆された新規物件は, 'Abdī III ではしばしば本文に繰り込まれ, 新項目として立項されている。

不動産目録編纂後に獲得されたサフィー廟不動産物件には, シャー・アッパース時代のスーパーハーニー版不動産目録 (解題参照) の収録物件がある。'Abdī II の書き込みでは, スーパーハーニー版は「Shaykh Shaif Beg の管財職時代の新しい不動産目録 (ṣariḥ al-milk-i jadid)」として数カ所で言及されている。これは, スーパーハーニー版でアブディー版収録物件の未所有部分の獲得が行われたり, 占有状況の変化が生じている場合に参照されているようである¹⁷⁾。旧部門の財産管理では, この二つの不動産目録が必要に応じ参

↗ は、賃貸契約文書の情報を後から加筆したと考えられる。実際これら賃貸契約の書き込みには対応する文書がアルダビール文書に確認できるものもあり, Shaykh al-Ḥukamāyī [2009] によればアゼルバイジャン地方メシュキーン Mishkīn の Unār 村 [181], Unār 郡 Khalilābād 村, Arjaq 村 [182] には賃貸契約文書写しが (Bāygānī-i Awqāf no. 54-3/r.638; Bāygānī-i Awqāf no. 54-2/r.639; s.25835/r.416-4), 同じくメシュキーンで余白に追補された Kavir 村 [194] には廟管財人の命令書 (ḥukm) 写し (s.25817/r.415-2) ・賃貸契約文書写し (Bāygānī-i Awqāf no. 108/r.640) が確認できる。最初の Unār 村については, 阿部論文で現存文書との照合がなされているので, 参照されたい。

17) 例えばアルダビール郡部 Khawra Shirān では, 管財人シャリーフ・ベグがシャイハーヴェンドのソユルガルで不当占拠されていた地所を占有下に戻し, 1037-38/1627-29 年に地所を追加購入して当該村全部を廟の帰属としたことが, 以下のように加筆されている。「上記の村の諸税はシャイハーヴェンドの長達のソユルガルに定められていたので, 以前は古いワクフであり恩寵の徴ある廟に属していたその所有権を誤って占有していた。故シャイフ・シャリーフの管財時代に適正にされ, 新しい不動産目録 (sariḥ al-milk-i jadid) に記した証書に従い, 上記の管財人に定められた」['Abdī II: 118]。これはスーパーハーニー版の3文書 (AH1037年1月, 1038年2月30日, 1038年2月) ['Sipāhānī II: 63b-65a] に対応する。サラブの Farkūs 村は, 「古い帳簿 (dafātir-i qadīm) とシャイフ・シャリーフ・ベグの管財人時代に作成された新しい不動産目録 (ṣariḥ al-milk-i mujaddad ki dar ayyām-i tawliyat-i Shaykh Sharif Beg qalami shud) の記録に基づき」['Abdī II: 236; 'Abdī III: 238] とあるが, 当該物件はスーパーハーニー版で確認できなかった。メシュキーン Mir 'Alī 村はスーパーハーニー版で AH1037年2月14日付証書により8地所が新たに獲得されているが ['Sipāhānī II: 119a], この情報はアブディー版欄外に記録されている (ただし日付が1027年となっている) ['Abdī II: 198; 'Abdī III: 199]。また同じくメシュキーンの新規獲得物件 Parnīq 村は, アブディー版書き込みではヒジュラ暦1000年5月1日付で半分 (売主 Shāhrukh Beg b. Ḥusayn Āqā) が, スーパーハーニー版では1032年2月付で半分 (売主 Ibrāhīm Muhammad Beg Ṣafavi) ['Sipāhānī II: 55b-57a] が購入されており, 全村が所有となったことが確認できる。

照されていたことがうかがわれる。しかしそれを踏まえても、今回事例としたサフィー廟不動産が集中的に所在するアルダビール郡部でも、それほど多くの新規物件が獲得されているようには思われない。

サフィー廟に獲得された新たな不動産を不動産目録に書き込み管理しようとする行為が、どこまで厳密な制度として行われていたのかは不明である。‘*Abdi II*は廟保管文書の情報に基づき物件情報の追加を積極的に行おうとしており、偽書とされる『ティムールのワクフ文書』収録物件 [313–314]をはじめ複数の物件を追加しているが¹⁸⁾、‘*Abdi III*では削除されている。2つの不動産目録が旧部門管理下の日常的業務、占有下の不動産や賃貸契約の変化をどれほど正確に記録しているのか、廟の運営部門の業務実態の解明やアルダビール文書との照合が必要であり、今後の課題である。

2.2.4 文書調査記録

ここまでに見た書き込みの種類、特に2, 3はサフィー廟に保管された文書の調査に基づいている。‘*Abdi II*の加筆の多くが、廟での関連文書の発見・確認の記録という形で行われていると考えて良いだろう。このような文書調査の痕跡として特に多いのが、アッパース2世時代の1074年ラビー・アッサーニ一月/1663年11月の日付を持つ文書調査の記録である。「祝福された光り輝く神聖なる廟の文書を調査していた1074年4月に (batārikh-i shahr-i Rabi‘ al-thāni ki mulāhiza-‘i asnād-i āstāna... mī-namūd) [文書が] 確認された (ba-naẓar rasid)」という定形表現で、

同一の筆跡、つまり同時期にまとめて加筆されたと考えられるものである。同様の書き込みはスーパーハーニー版にも数件確認され、旧部門不動産についてかなり大がかりな文書調査が行われたことがうかがわれる。‘*Abdi II*の書き込みの全体的傾向として、ヒジュラ歴1072~74/1661~63(丑年~卯年)の日付の、前述のシャイハーヴァンドの占有物件を含む物件の占有回復や、文書確認の記録が多い¹⁹⁾。これはこの時期に廟不動産の総合的調査が行われたことを示唆しており、上記の文書調査記録は、その終盤に行われたものと推測される。

この調査は、アッパース2世時代のサファヴィー朝下の聖廟ワクフの総合的な管理制度の刷新と関わりがあると考えられる。この時代の宮廷史書『世界を飾るアッパースの歴史』は、「いと高き聖廟のワクフ財管理部門 (sarkār-i mawqūfāt-i ḥazrāt-i ‘āliyāt) を整備 (nasaq) すること」(1066–67/1655–57) [‘*Jahān-ārā*: 621–622]において、「シャー・アッパース (navvāb-i gīti-sitān-i firdaws-makāni) のワクフであり、その聖法に基づく管財人位はワクフ設定者が定めた規定に従い陛下 (=アッパース2世) である、14人の無謬なる方 (預言者ムハンマド・娘ファティマとシーア派12イマーム) の、シドラ樹の位階と天国の階梯を持ついと高き敷居のワクフ」の支出超過状態を調査・整備したとある。恐らくこれとともに、サフィー廟でも不動産の総合的調査が行われたのであろう。‘*Abdi II*のヒジュラ歴1074年文書調査記録の書き込みは、‘*Abdi III*では削除されて

18) ギーラーン地方では1003年4月/1594年12月–1595年4月付証書 (qabala) に基づく土地 (qit‘āt) [294]、シールヴァーン地方では「財庫にあったワクフ文書 (vaqfnāmcha dar khizāna)」(日付なし) に基づき7村 [310]、オールドゥーバードではIbrāhimなる改宗者 (jadid al-Islām) の1029年4月/1620年3–4月付ワクフ文書に基づき土地4件 (qit‘a) [165] の情報が加筆されているが、占有情報の記録はなく、‘*Abdi III*では消えている。

19) アルダビール郡部の書き込みではヒジュラ歴1074年丑年となっているがこれは誤記であり、第2部の書き込みの卯年が正しい。この時期のヒジュラ歴・トルコ歴の対応は、1070 Tungūz/1659 己亥–1660 庚子、1071 Shichqān/1660 庚子–1661 辛丑、1072 Ūd/1661 辛丑–1662 壬寅、1073 Bārs/1662 壬寅–1663 癸卯、1074 Tūshqān/1663 癸卯–1664 甲辰 [‘*Abbās-nāma*: 251, 287, 304, 315, 328]。サファヴィー朝の公式暦としてのトルコ歴については、後藤 [2008] 参照。

いる。'Abdi III 作成時には、もはや不要な情報とみなされたと考えられる。

以上、概観的ではあるが 'Abdi II, 'Abdi III 余白書き込みの傾向からうかがわれるのは、サフィー廟で行われた 'Abdi II の書き込みに見える不動産物件の追加や管理情報の加筆は必ずしもシステマティックに行われてはおらず、廟の不動産運営・管理に何か変化があるたびに加筆されるというものではなかったのではないかということである。書き込みはアッパース2世期に行われた総合的な物件・文書調査の中で集中的に行われたものが多かったと考えるべきであろう。だがこの調査により、アブディー版不動産目録には少なからぬ変化が生じたと考えられる。

そしてこれが、前章に見た 'Abdi II, 'Abdi III 写本の作成経緯にも関わっているのではないだろうか。この観点から、3写本の作成・管理に関わる仮説をもう一度検討しよう。

本稿では、最も古い伝世写本 'Abdi I は不動産目録完成後に作成されシャー・タフマースブに献呈されたというモートンの説を踏襲した。'Abdi I はその後シャー・アッパースの蔵書としてサフィー廟にワクフされて永代保管され、アブディー版の「原本 (aşl)」の地位を与えられていくことになった。同時にサフィー廟には、正確な作成時期は不明だがシャー・アッパース治世以後に作成された 'Abdi II が不動産運営実務に利用され、アッパース2世時代に実施されたワクフ財の総合的調査で、不動産管理の実態に関わる占有 (taşarruf) の情報のほか、廟に保管された文書やスーパーハーニー版不動産目録から様々な情報が加筆された。'Abdi III の [C-8, 9, 10] が伝える後代の情報に従えば、この時点で 'Abdi II には 'Abdi I のタフマースブ印・アッパースのワクフ記録写しは無かったと考えられる。

その後の 'Abdi II の保管については、'Abdi III 扉に恐らく後代加筆された [C-8, 9, 10]

が伝えていると本稿では推定した。スライマーン期の 1090/1679 年に 'Abdi II は中央の「栄えたる保管庫」に納付されて 20 年近く蔵書として管理される。そしてスルターン・フサイン期の 1109/1697-8 年、サフィー廟で 'Abdi I と照合後、タフマースブ印およびワクフ記録が書写された。そしてその約 6 年後の 1115/1703 年、'Abdi II の余白書き込みを整理し、文書調査記録など不要になった情報の削除や新規物件の項目の追加を行った改訂版不動産目録写本として 'Abdi III が作成され、廟管財人に渡された。

1.2 ですでに述べた通り、この 'Abdi III 扉 [C-8, 9, 10] が伝える 'Abdi II の廟から中央への移動にはその理由や背景について多くの疑問が残り、当時のサフィー廟のワクフ財管理に関するサファヴィー朝中央と廟管財人の政策などを踏まえ、さらに検討を要する問題である。しかし、'Abdi II が中央に保管され、その後かなり経ってから 'Abdi III の作成の数年前に 'Abdi I と照合されたことは、'Abdi II の [B-7, 8] から裏付けられることである。'Abdi I との照合及びタフマースブ印・ワクフ記録の書写は、'Abdi II に基づく「改訂版」を作成するにあたり、'Abdi II を不動産目録の正式な写本として認証する手続きだったのではないだろうか。また、これも推測にとどまることだが、'Abdi III が新たな不動産目録写本として作成されるとともに、「旧版」となった 'Abdi II も再度廟に戻され、保管されたのではないだろうか。それにより、'Abdi II が 'Abdi I, 'Abdi III とともにサファヴィー朝滅亡後もサフィー廟に保管され続けたことが理解できる。

以上のような伝世3写本の相関から明らかになるのは、'Abdi I を「原本」とし、その他の写本をその「写し」と位置づけ、タフマースブ印・ワクフ記録の書写をその「写し」の正当性の印とする不動産目録写本の厳正な管理のありかたである。'Abdi III のタフマースブ印・ワクフ記録の書写がいつ行われたの

かの記録はなく、本研究で利用した *Abdi III* 写本画像ではタフマースブ印が一部のみしか見ることができないため、その文言を確認することはできなかったが、「改訂版」として作成され決して *Abdi I* には基づいていない *Abdi III* のタフマースブ印・ワクフ記録写しも、やはり *Abdi I* から書写されたと考えられるのではないだろうか²⁰⁾。*Abdi III* の管理についてももう一つ解明すべき問題は、*Abdi III* の底本と考えられる不動産目録写本を追跡調査する注記 [C-8, 9, 10] が、なぜ後代（可能性としてはサファヴィー朝滅亡後）に追加されたのかということである。これについても現時点では仮説を示すにとどめざるを得ないが、写字生コロフォン [C-4] が示す底本「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira) に登録されている写本」の素性を説明するためのものであったのではないだろうか。「栄えたる保管庫」での保管についての言及は *Abdi III* と多くの共通点を持つ *Abdi II* 扉 [B-7, 8] にも存在するが、さらに写本が保管庫に納付された年代やインスペクションの記録、*Abdi I* との照合についての記録を何らかの資料に基づいて収集し、*Abdi III* の作成経緯に関わる情報として記録したのが [C-8, 9, 10] であった可能性がある。その典拠が何だったのか、また [C-9] の、*Abdi II* と見なしうる不動産目録写本の廟管財人から宮廷 (dargāh-i mu‘allā) への送付という記述の意味（「この度 dar-in vaqt」とはいつのことなのか）も含め、[C-8, 9, 10] についてはまだ解明しなければならない問題が多い。しかし、このような注記により、*Abdi III* のサフィー廟不動産目録写本としての来歴について検証することがサファヴィー朝滅亡後まで重視されていたのだとしたら、サフィー廟のワクフ財の正当性の根拠としての不動産目録の真正性を、その写本の管理の厳正さに

よって維持するという規範が生き続けていたことを示すのではないだろうか。

本稿の検証過程でも示されてきた通り、伝世3写本以外にもアブディー版不動産目録写本は存在し、写本作成や不動産管理で使用された可能性はある。しかしその中で、この3写本が伝世したのは、「原本」およびその正式な「写し」の印を持つ写本としての重要性を与えられていたことと、無関係ではないだろう。

アブディー版不動産目録伝世3写本の情報、その本文テキストのみならず、3写本が持つ写本としての形態的特徴・異同と変化は、このようなサフィー廟財産管理制度の中での不動産目録写本の管理の実態を考慮に入れ、読み解いていく必要があるのである。

おわりに

本稿では、アブディー・ベグ版不動産目録の3写本の扉・コロフォンおよび余白書き込みの異同が、サフィー廟財産管理における不動産目録写本の作成・管理・利用をどのように反映しているのか、これまで注目されてこなかったその基礎的情報を整理しつつ、検討を試みた。アブディー版不動産目録写本の最大の特徴は、学術・文学作品写本のように原テキストを可能な限りそのまま複写した（ゆえに異同は基本的に不本意の誤りとして生じている）写本とは異なり、改訂により段階的に変化していった写本だということである。これは不動産目録を史料として扱ってきた研究者には既知のことであったと思うが、その改訂・変化のプロセスが反映したテキストは、サフィー廟の財産管理制度がサファヴィー朝中央との関係でどのように運営されたか、その中で不動産目録写本がいかなる役割を担うものとして作成・管理・利用された

20) 確実な手がかりとなるわけではないが、*Abdi III* のワクフ記録は母音記号などが *Abdi II* より丁寧な写されており、母音記号のない *Abdi II* のワクフ記録写しからの書写とは考え難い。

かを把握しなければ、正確に理解することはできないものである（これは将来、不動産目録のより正確な校訂が行われるためにも重要な課題となる）。

本稿の目的は、まずその解明の基礎的作業として、3写本の形態的特徴と余白書き込みが伝える情報を整理し、その情報が伝える範囲で3写本の作成・管理のプロセスを再構成することだったが、十全な実証に基づく仮説を示しえたとは残念ながら言えない。3写本の成立背景を明らかにするには、サファヴィー朝期のサフィー廟財産管理制度の実態（文書・帳簿の作成・管理や事務処理プロセス）とその君主・廟管財人の時代ごとの変化について、より具体的な解明が必要である。また余白書き込みの分析には、その原本であるアルダビール文書との照合が不可欠であるが、今回はそこまでは至れなかった。しかし、伝世3写本が帯びる独自の特徴がサフィー廟財産管理制度においていかなる意味を持ちえるのか、その基本の情報を整理し問題を提起するという目的は果たしえたと思う。

‘*Abdi II*’, ‘*Abdi III*’の書き込みについては、今回はその全体的傾向と部分的事例を紹介するに留まったが、全件の筆跡の異同も含めた正確なデータの抽出は、サフィー廟の未刊行文書・財務記録史料の将来的な研究のための必須の作業である。また余白で用いられる術語・定型表現は、財務運営技術やワクフ地運営制度に関する重要な史料となるだろう。また不動産目録写本の本文・書き込みが伝えるサフィー廟不動産の変化は、サファヴィー朝滅亡後の関連史料（アルダビール文書のほか、オスマン朝史料 [Bilgili 2009], 本論集阿部論文が扱う19世紀の改訂版不動産目録など）と照合することで、サファヴィー朝成立以前から滅亡後までのサフィー廟の財の長期的な変化の追跡を可能にすると思われる。最初に述べたように、従来不動産目録はサフィー廟の財の獲得・集積の研究の史料としてその本文テキストが重視されてきたが、財

の管理とその変化については、写本が示す変化の情報が重要な意味を持つのである。これらの研究は、今後の課題としたい。

文献目録

●史料●

- ‘*Abbās-nāma*: Muḥammad Ṭāhir Vaḥīd Qazvīnī. ‘*Abbās-nāma, yā Sharḥ-i Zīndigānī-i 22 sāla-i Shāh ‘Abbās-i Thānī (1052-1073)*. Ed. Ibrāhīm Dihgān. Arāk: Kitābfurūshī-i Dā’udi. 1329Kh.
 ‘*Abdi I*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.3719.
 ‘*Abdi II*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.3718.
 ‘*Abdi III*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Irān no.2734.
 ‘*Abdi/Hidāyatī*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk: Vaqf-nāma-’i buq’a-’i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. Tehran: Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya, Mu’āvinat-i Farhangī. 1390Kh/2011-12.
Dastūr: Mirzā Muḥammad Rafī‘ Anšārī. *Dastūr al-Molūk*. Ed. Nobuaki Kondo. Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa. 2018.
Jāhān-ārā: Muḥammad Ṭāhir Vaḥīd Qazvīnī. *Tārīkh-i Jāhānārā-yi ‘Abbāsī*. Ed. Sa’īd Mir Muḥammad Šādiq. Tehran: Pazhūhishgāh-i ‘Ulūm-i Insānī va Muṭāli‘āt-i Farhangī. 1378Kh.
Šipāhānī II: Muḥammad Ṭāhir Šipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.4324.

●研究文献●

- Aubin, Jean. 1976–77. “La Propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols.” *Le Monde iranien et l’Islam: Sociétés et cultures* 4: 79–131.
 Bockholt, Philip. 2019. “Same But Different? On copies of the general history Ḥabīb al-siyar in Saint Petersburg manuscript collections.” *Vestnik of Saint Petersburg University. Asian and African Studies* 11/1: 52–63.
 Bilgili, Ali Sinan. 2009. “Devletlik Pir: Şeyh Safiyüddin-i Erdebili vakfı.” *Türk Kültürü ve Hacı Bektaş Veli Araştırma Dergisi* 49: 47–94.
 Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart: F. Steiner Verlag.
 Ḥusaynzāda Sürīshjānī, Sālīm. 1387Kh. “Barrasī-i dafātir-i divānī va māli-i Āstān-i Quds dar dawra-’i Šafaviya: Bakhsh-i avārja.” *Daftar-i Asnād* 4: 11–38.

- Lutfi, Maryam. 1395Kh/2016-7. *Buq' a- 'i Shaykh Safi al-Din Ardabili dar dawra- 'i Safaviyan*. Tehran: Manshūr-i Samir.
- McChesney, Robert D. 1981. "Waqf and public policy: the waqfs of Shāh 'Abbās, 1011-1023/1602-1614." *Asian and African Studies* 15: 165-190.
- Morton, Alexander. 1974. "The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I." *Iran* 12: 31-64.
- Rizvi, Kishwar. 2000. "Transformations in early Safavid architecture: the Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501-1629)." Ph.D. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B. Tauris.
- Seyller, John. 1997. "The Inspection and Valuation of Manuscripts in the Imperial Mughal Library," *Artibus Asiae* 57(3/4): 243-349.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Emād al-Dīn 1388Kh/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buq' a- 'i Shaykh Safi al-Dīn Ardabili*. Tehran: Kitābkhāna- 'i Majlis.
- Zarinebaf-Shahr. Fariba. 1998. "Economic activities of Safavid women in the shrine-city of Ardabil." *Iranian Studies* 31(2): 247-261.
- 後藤裕加子 2008 「サファヴィー朝年代記とトルコ暦（十二支）の導入」『東洋史研究』66(4): 663-631.
- 羽田正 1988 「シャー・タフマースプのキジルバシ政策」『オリエント』30(2): 28-46.
- ラムトン, アン・K.S. 1976 『ペルシアの地主と農民』岡崎正孝訳, 岩波書店.

資料 1 アブディー・ベグ版不動産目録 3 写本：コロフォン・扉・その他の異同

1-1 3 写本の概要

	'Abdī I [A]	'Abdī II [B]	'Abdī III [C]
①作品開始前	白紙 2 葉, 第 1 葉 recto に盗難・補修後の注記 [A-3]	白紙 2 葉	(本稿で参照した写本画像からは不明)
②扉 [1a]	アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置 (現物は破損) [A-4] ・書き込み 1=フォリオ数確認記録 1 [A-5]	・アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置写し [B-3] ・書き込み 5=総フォリオ数確認記録 3 [B-4, 5, 6], 原本照合記録 2 [B-7, 8]	・アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置写し [C-5] ・書き込み 5=総フォリオ数確認記録 1 [C-6], 原本照合記録 1 [C-8], 写本作成に関する注記 3 [C-7, 9, 10] ・アッバース印
③作品開始部 タフマースブ印	書き込み 2: 印章位置と盗難の注記 [A-6]	印章位置写し: 司書 (kitābdār) が書いたとの注記 [B-9]	裁断により欠落, 写本画像では下部の一部のみ確認可能 [C-11]
④第 1 部	・アルダビール郡第 3 物件項目 Ibrāhimābād 村の欠落 ・Garmrūd 物件 Shāhmīr, Tārūn, Sharafābād の配列誤りを赤字注記 [121a]	・Ibrāhimābād 村の追補 [98-100] (表題のみ本文 [98] 末尾, テキストは [99-100] 欄外) ・Garmrūd 物件の配列誤りなし・注記なし [269-271]	・Ibrāhimābād 村の追補 [97] (欄外のみ, 本文挿入せず) ・Garmrūd 物件の配列誤りなし [270]
⑤第 2 部	・Ganja 項目位置の誤りを赤字注記 [154a]	・Ganja 項目位置の誤り踏襲 (注記なし) [329]	・Ganja 項目位置の誤り踏襲 (注記なし) [329]
⑥終章・colophon-1	・欄外追補 (曜日) [A-1]	・欄外追補を本文挿入 [B-1]	・【B】と同じ [C-1]
⑦終章附記 (radif-i khātima)・colophon-2	・フォリオ数確認 1 [A-2]	・コロフォン前「不動産目録編者の手跡の写し」[B-2]	・【B】と同じ [C-2]
⑧慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)	・乱丁で⑤第 2 部中に入る。独立フォリオ (⑦に連続せず) ・第 2harf 空白: 別筆跡書き込み (他写本に反映せず)	・⑦に連続 ・第 2harf: 2 ワクフ物件追補	・⑦に連続 ・第 2harf: 1 ワクフ物件追補 (第 1 物件後途絶, 第 2 物件欠落, 1 フォリオ落丁?)
⑨作品終了後	[172b] 「古い帳簿 (daftar-i qadim)」からの複数村落の項目 (粗い別筆跡・インク)	[385-393] ティムールのワクフ文書→終了 (コロフォン・他書き込みなし)	[373-390] ティムールのワクフ文書→ [391] vaqfnāmcha (897/1491-2) →終了 ・写字生コロフォン [C-4] ・アッバース印 (②と同一)
⑩余白書き込み	・同筆跡 (写本作成時の注記) ・粗い別筆跡による書き込みがあるが, 他写本に反映せず	・複数筆跡	・同一筆跡 = 【B】を整理・一部本文緑り込み

【A】 'Abdī I (Mūza-'i Milli-i Īrān 3718)

<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認): 白紙 2+本文 171+白紙 1=174。本文 verso 右肩記載の番号は 125b が誤記により 126b に (本稿は記載フォリオ番号に従う) ・成立年: 不明 (写字生コロフォンなし), 恐らく作品完成直後 [Morton 1974: 33] ・多種の色インク (赤・青・金・緑), ナスタアリック書体とナスフ書体 (主にアラビア語) を使い分け ・乱丁: 第 2 部 Marāgha・Mughānāt [153b] と Ganja [154a] の間に「慈善の食事」[4 foll] が挟まる (フォリオ番号記載後に生じた乱丁)。「慈善の食事」開始ページ裏面は白紙 (前の内容と連続して書写されていない) で, 第 3 フォリオの末尾に以下のフォリオ数記録: عدد اوراق صريح الملك سرکار صاحبقرانی سه ورق مع يك ورق آخر كه حرف خرج [اصل: حرح] نوشته شده / ۴ ورق ・挟み込まれた紙片=2 枚 [本稿参照写本画像 36-39]: 大小の紙片, 村落の一覧。 ・本文終了後 [171b]; 1 ページ分の「古い帳簿 (daftar-i qadim)」からの複数村落の項目 (粗い別筆跡・インク)

A-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [170b]: 執筆終了年 977 年シャッワール月 1 日/1570 年 3 月 9 日, 「新年 (977 年シャッワール月 3 日: 巳年→午年) の 2 日前」 [1569-70 己巳→庚午]</p> <p>قد تم بالخير في غرة شهر شوال مفتح ابواب السعادة والاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائة / و قد بقي يومين من السنة المدعوة بالسنة الترك ثيلان ثيل استدخل سنة يونت ثيل / يوم السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله / العيد والنيروز على من قام بذاته الاشرف / الدين و المذهب و الملك خلد الله سبحانه / ملكه و سلطانه بمحمد و آله / صلوات الله عليهم / م { حاشيه: يوم الخميس صح }</p>
A-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [172a]: 日付なし, 編者名 'Abdī Beg の自称 左脇にフォリオ数確認記録「神聖なる敷居の旧部門の不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i qadīmī)」</p> <p>تم الكتاب بعون الملك الوهاب على / يدى الفقير المسكين على الملقب بزین العابدين / الشهير بعبدى و هو ابن عبد المومن بن صدر الدين محمد بن ناصر الدين احمد / القوامى الشيرازى عفى الله / عن سيأتهم و ارشد امره بمحمد و آله أمين.</p> <p>{ در کنار چپ: { مجموع اوراق صريح الملك سرکار قديمى آستانه مقدسه ۱۷۲ ورق</p>
A-3	<p>①作品前に挿入された白紙 (2 葉) 第 1 葉 recto の注記: 上部縁中央部に黒インクの書き込みを消去した跡と見られる黒いシミ (消された字の跡があるが, 判読不可), 左脇に書き込み。</p> <p>در ضابطه كلمات چندی بود دزدان سیاہ کرده اند</p>
A-4	<p>②扉: アッパー 1 世ワクフ記録 [1a]: 破損箇所新しい紙が継がれ筆跡を再現, 古い紙のテキスト残部はインクで黒ずんでいる (A-3 第 1 葉同様)。</p> <p>موضع مهر وقفى نواب اشرف اعلى: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت على ابن ابى طالب عليه السلم عباس الصفوى به آستانه منوره شاه صفى عليه الرحمته که هرکه خواهد بخواند و مشروط برآنکه از آن آستانه بیرون نبرند و هرکه بیرون برد شريك خون حضرت امام حسين عليه السلم بوده باشد.</p>
A-5	<p>②扉: フォリオ数確認記録 [1a]: 175 (現存総フォリオ数と対応)</p> <p>عدد اوراق و کتب یکصد و هفتاد و پنج ورق است ۱۷۵</p>
A-6	<p>③作品開始部 (タフマースブ印) [1b]: タフマースブ印の写しに関する書き込み 2 点 (補修跡の上)</p> <p>موضع / مهر مبارك شاه جنت مكاني / شاه طهماسب عليه الرحمة</p> <p>این موضع مهر مبارك حضرت شاه طهماسب اولاد / قطب العارفين که دزدان / برداشته اند عليهم اعليه</p>

[B] 'Abdī II (Mūza-'i Milli-i Īrān 3719)

	<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認): 白紙 2+作品本文 193+白紙 1+ティムールのワクフ文書 5+白紙 3 ・成立年=不明 (写字生によるコロフォンなし) ・丁寧に作成された写本, 'Abdī I ほど装飾的ではない: 色インクは赤のみ, ナスタアリク体, アラビア語にナスフ体 ・落丁: 第 1 部アルダビール郡部 119-120 の間で欠落 (Dalbisābād~BQrābād, 'Abdī I で 7 ページ=3 foll. 相当)。フォリオ確認記録 [B-4] の日付 1199/1784-5 年以降に起きたと推測される。 ・挟み込まれた紙片=なし ・本文終了後: 白紙 1+ティムールのワクフ文書 [385-393]
B-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [368]: 'Abdī I の欄外書き込み (曜日) が挿入</p> <p>قد تم بالخير في يوم الخميس غرة شهر شوال مفتح ابواب السعادة والاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائة و قد بقي يومين من السنة المدعوة بالسنة الترك ثيلان ثيل استدخل سنة يونت ثيل ييل السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله العيد والنيروز على من قام بذاته الاشرف الدين و المذهب و الملك خلد الله سبحانه ملكه و سلطانه بمحمد و آله صلوات الله عليهم م.</p>
B-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [372]: 'Abdī I と異なる書き方「不動産目録編纂者の手跡の写し」→'Abdī III に継承</p> <p>صورت خط جامع صريح الملك {به مركب قرمز} تم الكتاب بعون الملك الوهاب على يدى فقير / المسكين على الملقب بزین العابدين الشهير بعبدى و هو ابن / عبدالمومن بن صدرالدين محمد بن ناصر الدين احمد القوامى / الشيرازى عفى الله عن سيأتهم و ارشد امره بمحمد و آله* أمين</p>

B-3	②扉：アッパース 1 世ワクフ記録 [1a]：'Abdī I と同位置。 موضع مهر وقفی نواب اشرف اعلی: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت علی ابن ابی طالب علیه السلام عباس الصفوی به آستانه منوره شاه صفی علیه الرحمته که هرکه خواهد بخواند و مشروط برآنکه از آن آستانه بیرون نبرند و هرکه بیرون برد شریک خون حضرت امام حسین علیه السلام بوده باشد.
B-4	②扉：フォリオ数確認記録 1：日付 (1199/1784-5)・確認者印章あり。200=テキスト 195+白紙 5 (前 2+後 3) مجموع اوراق صریح الملك کلهم دویست / ورق است یکصد و نود پنج ورق نوشته است / و پنج ورق ننوشته است {۲} لایحه هم ننوشته است { با یکی خرایف است دو تا در اول / و سه ۳ تا در آخر فی سنة الف و مائة و تاسع تسعون من هجرية النبوة المصطفوية الجنتية علیه السلام / سنه ۱۱۹۹ من موافق ییلانئیل مار / المحقر الفقیر المذنب القاضي محتاج الی الله العنی / الداعی
B-5	②扉：フォリオ数確認記録 2：日付なし，確認者印章あり。204=テキスト 199+白紙 5 هو / ورق ۲۰۴ است / مجموع این نسخه دویست {۲۰۰} و چهار ورق است / یکصد و نود و نه ورق نوشته پنج ورق بیاض {مهر}
B-6	②扉：フォリオ数確認記録 3：日付なし，確認者印章あり。テキスト 199+白紙冒頭 2+末尾 5 (計 204)+追加 2=206 مجموع اوراق نوشته این نسخه صریح الملك / یکصد و نود و نه است دو ورق / ننوشته در اول و پنج ورق / در آخر دارد که مجموع دویست و / چهار ورق بوده باشد / دو ورق دیگر اضافه / شد مجموع دویصد{دویست} و / شش ورق است {مهر}{مهر}
B-7	②扉：原本 (aşl) 照合記録 1：日付なし，確認者印章あり هو / سواد مطابق اصل صریح الملك است / که در خزانه عامره ضبط است {مهر}
B-8	②扉：原本 (aşl) 照合記録 2：日付あり (丑年 1109 年ラビー・アルアッワル月下旬)，確認者印章あり هو / سواد مطابق اصل صریح الملك که در سرکار جدیدی / در کتابخانه عامره ضبط است و در تاریخ اواخر شهر ربیع الاول سنه ۱۱۰۹ / اودئیل مقابل شد {مهر}
B-9	③作品開始部 (タフマースブ印) [1]：司書による書写 موضع / مهر مبارک شاه جنت مکانی / شاه طهماسب علیه الرحمة اولاد / سلطان العارفين که کتابدار / بخط خود نوشته بیاض

[C] 'Abdī III (Kitābkhana-'i Milli-i Īrān 2734)

<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認)：(画像からは挿入白紙数不明) 本文 196 (本稿では記載ページ番号に依拠する) ・成立時期・写字生 [C4]：書写年 1115/1703-4 年，写字生 Jalāl al-Dīn Muḥammad Sharīf Husaynī ・落丁=2 箇所 (現時点での確認)：第 1 部アルダビール郡部 121-122 間 (Zara Nās~Yāmchī='Abdī II で 2 ページ相当，1 フォリオ落丁の可能性?)，「慈善の食事」末尾 RWSH, DWSh, Khurramābād 村 (<Marāgha) の項で終了 (verso 最後まで) [374]，'Abdī II の Chushk va Arāyish (<Qazvin) (2 ページ相当) が無し (1 フォリオ落丁の可能性?) ・挟み込まれた紙片=1 枚 [参照写本画像 371]「マラーガのワクフ地の写し (ṣūrat-i mawqūfāt-i maḥāll-i Marāgha)」 ・本文終了後：ティムールのワクフ文書 [373-390]+1 ページ分のワクフ文書 vaqfnāmcha (897/1491-2 年付) 写し [391] ・アッパース印 ('Abbās banda-'i Shāh-i Vilāyat)=2 箇所：扉上部，最終ページ右上部 [391]

C-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [362] : 'Abdī II と同一</p> <p>قد تم بالخير في يوم الخميس غرة شهر شوال مفتح ابواب السعادة و/الاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائه و قد بقي يومين من السنة / المدعوة بالسنة الترك بيلان ثيل استدخل سنة يونت ثيل / يوم السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله العيد و/النيروز على من قام بذاته الاشرف الدين و المذهب / و الملك خلد الله سبحانه ملكه و سلطانه / بمحمد و آله صلوات الله عليهم اجمعين.</p>
C-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [366] : 'Abdī II と同じ書き方</p> <p>صورت خط جامع صريح الملك {به مركب قزم}/ تم الكتاب بعون الملك الوهاب على يدى فقير المسكين على الملقب بزین العابدين الشهير بعبدى / و هو عبدالمومن بن صدرالدين محمد بن ناصر الدين احمد القوامى الشيرازى عفى الله عن سياتهم / و ارشد امره بمحمد و آله آمين</p>
C-3	<p>写字生の注記・フォルオ番号確認記録：ティムールのワクフ文書末尾の欄外 [390]</p> <p>مجموع عدد اوراق اين صريح الملك که به عدد در آورده شد / ورق به ورق در سر هر صفحه رقم گردید صد و نود و هشت ورق ۱۹۸ است / سوى اسناد و قبالات که در خزانه معموره مضبوط و در / آن وقت به نظر نرسیده و داخل این نسخه نشده است / و این منتسخ از روی نسخه اصل که در زمان پادشاه / علین آرامگاه شاه طهماسب انار الله برهانه / نوشته شده است انشا الله تعالى من بعد آنچه از پیش به نظر رسد داخل این نسخه خواهد شد.</p>
C-4	<p>写字生コロフォン：最終ページ [391]，コロフォン末尾に小型方形印，同ページ上部にアッパース印</p> <p>هو / این نسخه شرفیه حسب الامر الاعلى بتاريخ شهر جمدى الثانى سنه ۱۱۱۵ در کتابخانه/ بر طبق نسخه که در خزانه عامره مضبوط است به طریق استکتاب باتمام [...] {بریده شده} / ومن اوله الى اخره با نسخه مزبوره موافق است. حرره الله... / له دام الدولة القاهرة جلال الدين محمد شريف الحسينى {مهر مربع}</p>
C-5	<p>②扉：アッパース 1 世ワクフ記録 [1a] : 'Abdī I と同位置。</p> <p>موضع / مهر وقفى نواب اشرف: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت على ابن / ابى طالب عليه السلام عباس الصفوى به آستانه منوره / شاه صفى عليه الرحمة که هر که خواهد بخواند و مشروط برآنکه از این / آستانه بیرون نبرند و هر که بیرون برد شريك خون حضرت / امام حسين عليه السلام بوده باشد</p>
C-6	<p>②扉：フォルオ数確認記録：日付・確認者印章なし，ページ左上隅（後代の記録？）197</p> <p>عدد اوراق صد و نود و هفت ۱۰۰ ۹۷</p>
C-7	<p>②扉：写本作成の記録：図書館から管財人への引き渡し，日付（1115年ジュマーダ・アッサーニ一月17日/1703年10月28日）・印章あり</p> <p>از بابت تحویل مقرب الحصه [الحضرة] کتابدارباشی از قرار قبض ؟؟؟ رفیع مقدار متولى جلیل القدر سرکار فیض آثار سپرده شد تحریراً بتاريخ ۱۷ شهر جمادى الثانى سنه ۱۱۱۵ {مهر}</p>
C-8	<p>②扉：原本 (aşl) 照合記録：「ここに述べた写本 (nuskha-'i mazkūr) (恐らく写本 A='Abdī II) のもの，日付・確認者印章なし</p> <p>هو / چون نسخه اصل مؤکد بلغت نامه که آستانه مقدسه منوره بیرون نبرند در کتابخانه / سرکار جدیدی مضبوط است با نسخه مذکور مقابله شد و مهر نواب جمجاه علین اشیان / جنت آرامگاه {شاه طهماسب انار الله برهانه و شاه عباس} که در عنوان نسخه اصل بوده است...؟! مومن؟ کتابدار سپرده شده</p>
C-9	<p>②扉：廟から宮廷に送られた不動産目録写本の説明</p> <p>هو / کتاب عن سواد وقف نامجه املاك شيخ صفى عليه الرحمة / مشهور به صريح الملك که دراین وقت متولى اردبیل به درگاه معلى فرستاده / قطع وسط کاغذ سمرقندی جلد تیماج و به تاریخ شهر جمادى الاول سنه ۱۰۹۰ / در خزانه عامره ابوابجمع شد بیاض</p>
C-10	<p>②扉：蔵書調査の記録=2回：日付あり (AH1097, 1107, 'Abdī III 書写年以前)</p> <p>بتاریخ شهر شوال سنه ۱۰۹۷ داخل عرض خزانه شد بیاض هو / بتاریخ شهر جمادى الاول سنه ۱۱۰۷ / داخل عرض خزانه عامره شد</p>
C-11	<p>③作品開始部 (タフマースブ印) [1b] : 裁断で欠落, 「彼に慈悲があらんことを」のみ判読可。</p> <p>عليه الرحمة</p>

1-2 3 写本の成立と経歴

930-984/1524-1576 シャー・タフマースブ 1 世

975/1567 アブディー・ベグへの不動産目録編纂命令, 廟で編纂作業に開始

977/1570 不動産目録完成 [A-1] →『Abdī I』, 謹呈用写本として作成・献呈

→タフマースブ印が開始部上部に捺印 …→シャー・アッバース 1 世蔵書へ (恐らく宮廷で保管)

984-985/1576-1578 イスマーイール 2 世

985-996/1578-1587 ムハンマド・フダーバンダ

996-1038/1587-1629 シャー・アッバース 1 世

1011/1602-3 ホラーサーン遠征中にティムールのワクフ文書発見

1017/1608 サフィー廟への多数の写本を含むワクフ: 『Abdī I』, 廟にワクフ →扉にアッバース 1 世ワクフ印, ワクフ記録 [A-4] (禁帯出の呪詛文言), アッバースのワクフにより設立された新部門の図書館 (kitābkhāna-i sarkār-i jadīdī) [A-2, B-8, C-8] に保管される

1038-1052/1629-1642 サフィー

1052-1077/1642-1666 アッバース 2 世: 王朝庇護下のシーア派聖廟のワクフ財の総合的調査実施

1072/1661-2 以前 『Abdī II』作成

1072-1074/1661~ 総合的な廟の文書調査が実施 →『Abdī II』に反映

1072 丑年 /1661 占有不明物件の再占有開始 (余白書き込み「占有となった」), シャイハーヴァンド占有のソユルガル地が廟管轄下へ

1073 寅年 /1662 占有不明物件の再占有

1074 卯年 /1663 占有不明物件の再占有

1074-4/1663-11-2~30 文書調査=廟保管文書の大規模な確認作業

1077-1105/1666-1694 スライマーン

1090-5-0/1679-6~7 1 写本 A (=『Abdī II』) が「収入部門の栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira-i abvāb-jam‘)」に納入 [C-9]

1097-10-0/1686-8~9 (恐らく A が) 保管庫 (khizāna) でインスペクションを受ける [C-10]

1105-1135/1694-1722 スルターン・フサイン

1107-5-0/1695-12-1696-1 (恐らく A が) 「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira)」で再度インスペクションを受ける [C-10]

1109/1697-8 『Abdī II』, 新部門図書館保管原本 (=『Abdī I』) と照合 [B-8] →タフマースブ印・アッバース 1 世ワクフ記録模写 [C-8] [B-9]

1115-6-0/1703-10~11 『Abdī III』, 書写命令により, 栄えたる財庫 (khizāna-i ‘āmira) 保管写本 (=A=『Abdī II』) に基づき書写終了 [C-4] →図書館長 (muqarrab al-ḥazrat kitābdār-bāshī) から管財人へ引き渡し (1115-6-17/1703-10-28) [C-7]

[時期不明・『Abdī II, III』成立以後?] 『Abdī I』盗難・第 1 フォリオ破損 [A-3] →修復: タフマースブ印 [A-6], アッバース 1 世ワクフ印が写しに/乱丁により「慈善の食事」フォリオが第 2 部中に紛れ込む

資料2 'Abdī II, 'Abdī III 写本の余白書き込み：第1部・アルダビール郡部 ['Abdī II: 71-163; 'Abdī III: 71-166]

(1) 占有記録

- ・占有・占有外 t-a/t-n：「占有されている/いない (dar taṣarruf ast/nīst)」/t-a+：より詳細な記述 (例)「過去から現在まで恩寵の徴ある管理部の占有にあり現在もそうである」/t-n+zabt：「占有されていない，登録されるべき」('Abdī III の記録)
- ・廟による収入管理に言及，定型表現「恩寵の徴ある廟の占有にあり毎年その収入は・・・」他
- ・Shaykhāvand 占有勅令：定型表現「吉兆なる勅令 (raqam-i mubāarak) 発行の日付から Shaykhāvand の長達の占有とされた」/Shaykhāvand 占有：Shaykhāvand に占有されていたことに言及/Shaykhāvand 占有→売却 [買い手]：Shaykhāvand が占有時に売却
- ・再占有：ワクフ管理部占有下に編入「丑年 1074 年占有となった」[丑年 1074 年至高なる命令により占有となった]

(2) 管理状況：賃貸，管理者任命，割付などの執行の記録

- ・物件の不利用の状態：荒廃 (kharāb)/未利用 (bāyir)
- ・賃貸 (ijāra)

(3) 物件情報の追加，物件の追加

- ・物件情報の追加：四囲/村名同定/来歴/帰属確認 (上位の村落「・・・の下にある」)/耕作者「・・・の村民 (ra'āya)/集団 (jamā'at) が耕作している」/他物件注記 (言及される他物件の説明「当該の箇所て記録されている/されるだろう」)
- ・物件追加：新たな物件の記録の追加 (977 以前)/初版編纂後の新規物件 (977 以後-1000 年代)

(4) 文書調査：廟保管文書を調査，関連文書発見への言及/1074-4 文書調査「祝福された光り輝く神聖なる敷居の管理部の文書を調査していた 1074 年 4 月に (ba-tārikh-i shahr-i Rabī' al-thāni ki mulāḥiẓa-'i asnād-i āstāna... mī-namūd) [文書が] 確認された (ba-naẓar rasid) 'Abdī III の余白書き込みの記号：> = 'Abdī II の書き込みをほぼそのまま転載/// = 転載なし (省略)

'Abdī I	no.	物件 (村落) 名	'Abdī II	'Abdī III
32b	1	Āl	Shaykhāvand 占有勅令	>
			t-a	///
			丑年 1071 再占有→ijāra	> 簡略化，賃貸額変化
32b-37a	2	Alārūq	t-a+	>t-a
			管理部占有	>
37a-37b	3	Alghir	t-a+, 文書調査 1074-4	>
			3/村名同定	>1/編集
			文書調査，村名同定，kharāb，耕作者	>
			文書調査，帰属確認	>
			文書調査 1074-4	///
///	///	Ibrahimābād	欄外追補/t-a+, 帳簿調査，管理部占有	>
38a-38b	4	Anzāb	///	Shaykhāvand 占有勅令
			Shaykhāvand 占有→売却 Qilij Khān，丑年 1074 再占有→ijāra	> 簡略化

38b	5	Bārūq	t-a+	///
			他物件注記	> 情報追加?
			来歴	>
			他物件注記	>
39a-44b	6	Būšjīn と付属の小村	Shaykhāvand 占有 (Ma'šūm Beg), 丑年 1074 再占有 →ijāra	> 簡略化
			物件追加	> 新項目立項
44b	6-2	Būšjīn, Būšjīn Rūd 付属の小村	丑年 1074 年再占有→ijāra	>
			Shaykhāvand 占有→売却 Muḥammad Šālīḥ Beg garakýaraq→丑年 1074 年再占有	Shaykhāvand 占有勅令? (記述混乱?)
45a-47a	7	Binān	t-a+, 管理部占有	>t-a
			文書調査 1074-4	///
47a	8	Jajīn	t-a+	>t-a
			文書調査 1074-4	///
			帰属確認	>
47a	9	KhBRANQ	t-a+, 管理部占有	>t-a
47a-47b	10	Janzaq	t-a+	>t-a
			2/文書調査 1074-4	///
47b	11	Chūra/Jūra	2/四囲, 来歴, bāyir	>2/
			(1074?) 卯年管理変化	///
			文書調査 1074-4	///
			Shaykhāvand (Ma'šūm Beg), 寅年再占有	///
47b-48b	12	Ḥasanbārū	t-a+, 管理部占有	>t-a
48b-50b	13	Ḥafšābād	t-a+, 管理部占有?	>t-a
			文書調査 1074-4	///
49b-50b	14	Ḥamidābād	寅年再占有, Shaykhāvand 占有勅令	>Shaykhāvand 占有勅令
49b-50b	15	Khwājīm	寅年管理変化?	///
			文書調査 1074-4	///
			t-a+	>t-a
50b-51b	16	Khawra Shirān	t-a+, 物件追加 (占有率)	> 本文挿入
			Shaykhāvand 占有, 再占有 (Shaykh Sharif Beg 管財時代)	///
50b-51b	17	Dārābad	[119] 再占有 (Shaykh Sharif Beg 管財時代)	///
50b-51b	18	Dīgāh Bārūq	[119] t-a+, 耕作者	>t-a
51b	19	Dalbīsābād	落丁	t-n+zabt
52b	20	Rūdjan	落丁	t-n+zabt
52b-53a	21	Rū'indaraq	落丁	t-a
53a	22	Zara Nās	落丁	t-a
53a	23	Sarkjan	落丁	落丁
53a	24	Suhāka	落丁	落丁
53a	25	Shirān wa mazra'a-'i Yāmchi	落丁	t-a
53a-53b	26	Šadiqa Dih	落丁	t-a
54a	27	Šūma'a-'i Muzaffari	落丁	///
54a-55a	28	'Alqābād	[120] (末尾のみ) 耕作者	t-a
55a-55b	29	空欄 [BQrābād]	空欄	物件項目なし?
55b-58b	30	'Amūqīn	t-a+	>t-a
58b-59a	31	Qazān Balā'i	t-a+, 耕作者	>t-a
59a-61b	32	Qaşaba	t-n+, 耕作者	t-a (管理変化?)

60a-61b	33	Kājran	t-a	>t-a
60a-61b	34	Kārim	丑年 1074 再占有→ijāra 条件 Shaykhāvand 占有勅令	> 簡略化 >
60a-61b	35	Karda lū	t-a, 文書調査	>t-a
60a-61b	36	Kalkhūrān	t-a soyurghal	>t-a ///
62a	37	Gilinhār	t-n	>t-n+kharāb
62a-62b	38	Gulvarānvīnd	t-a	>t-a
62a-62b	39	KMShkān	寅年管理変化→ijāra 3/文書調査 1074-4, Shaykhāvand 占有→売却 Khvāja Sulṭān Qājār	t-a, ijāra ///
62a-62b	40	Kanās	?, 貸貸 Būsjin	耕作者 Būsjin
62b	41	Kanjūsh	t-n	>t-n
63a-65a	42	Kūrān	帰属確認	t-a
65a-66a	43	Kūradūl	t-a 文書調査 1074-4	>t-a ///
66a	44	Lahāyiq	t-a, 丑年 1074 再占有→ijāra, 物件追加 (2 ダーング半追加)	> 簡略化
66b-67a	45	Mas'ūdābād	ijāra/?	帰属確認
66b-67b	46	Mīndishīn	t-a 文書調査 1074-4	>t-a ///
67b-68a	47	Miyānrūdān	? (Miyān Zir'ān) 丑年 1074 年管理変化→ijāra	/// t-a
67b-68a	48	Miyān Zir'ān	ijāra kharāb	>ijāra, t-a ///
67b-68a	49	Mirini	t-a 物件追加	>t-a > 簡略化→立項
70b-71a	50	Nawdih-i Dārmarz-i Suflā	t-a	>t-a
71a	51	Nawdih-i Rustāq	文書調査, 帰属確認	>
71b	52	Varāzjird	3/物件追加 Varka Sarān, Shaykhāvand 占有勅令, 丑年 1074 再占有 t-n+ Qarāqāshlū 占有	> 立項 >t-n+zabt
71b-72a	53	その他の土地	t-n+, ????? 占有	///